

中村川流域水害対策計画 概要資料（案）

令和 8 年 9 月

青森県

中村川水系中村川等を「特定都市河川」に指定します

内容

令和4年8月出水で甚大な被害が発生した中村川水系中村川等を「特定都市河川」に指定します。
特定都市河川の指定により、河川改修や内水対策等のハード対策をより一層、強化するとともに、法的枠組みのもとで、流域一体となった浸水被害防止に取り組むことが可能となります。

■指定日
令和6年7月31日

■指定河川
中村川水系中村川、徳明川、徳切川

中村川
R6. 7. 31 特定都市河川指定

青森県ホームページ

特定都市河川浸水被害対策法

第4条 （略） 特定都市河川及び特定都市河川流域が指定されたときは、当該特定都市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む(略)市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河川管理者等」という。)は、共同して、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るための対策に関する計画(以下「流域水害対策計画」という。)を定めなければならない。

<流域水害対策計画に定める事項>

特定都市河川浸水被害対策法第4条2項

1 計画期間	8 特定都市河川流域において河川管理者および下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
2 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	9 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
3 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	10 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
4 都市浸水想定	11 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
5 特定都市河川の整備に関する事項	12 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
6 特定都市河川流域において河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	13 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置
7 下水道管理者が行う特定都市河川下水道の整備に関する事項	14 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

令和8年4月1日時点で全国で22水系326河川(支川を含む)について策定済み(青森県は未策定)

	水系名	河川名	流域水害対策計画 策定年月日 (最新)	策定主体		
				国	都道府県	市区町村
1	鶴見川	鶴見川	H19.3.14	関東地整	東京都 神奈川県	横浜市 川崎市 町田市 稲城市
2	庄内川	新川	R3.12.21	—	愛知県	名古屋市 一宮市 春日井市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 岩倉市 清須市 北名古屋市 あま市 豊山町 大口町 扶桑町 大治町
3	淀川	寝屋川	H26.8.5	—	大阪府	大阪市 守口市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 柏原市 門真市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市
4	巴川	巴川	R3.7.6	—	静岡県	静岡市
5	堤川	堤川	H30.10.5	—	愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市 安城市 東海市 大府市 知立市 豊明市 日進市 みよし市 東郷町 東浦町
6	猿渡川	猿渡川				
7	引地川	引地川	H27.6.5	—	神奈川県	藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市
8	大和川	大和川	R4.5.27	近畿地整	奈良県	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 大淀町
9	江の川	江の川	R6.3.25	中国地整	広島県	広島市 三次市 安芸高田市 北広島市
10	本川	本川	R5.3.31	—	広島県	竹原市
11	脇川	都谷川	R5.12.19	四国地整	愛媛県	大洲市
12	雲出川	中村川・波瀬川・赤川	R6.6.4	中部地整	三重県	津市 松阪市

	水系名	河川名	流域水害対策計画 策定年月日 (最新)	策定主体		
				国	都道府県	市区町村
13	石狩川	千歳川	R6.7.26	北海道開発局	北海道	江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 南幌市 長沼町
14	鳴瀬川	吉田川	R6.11.18	東北地整	宮城県	仙台市 東松島市 大崎市 富谷市 松島町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町
	高城川	高城川				
15	最上川	石子沢川	R7.3.26	東北地整	山形県	山辺町 中山町
16	利根川	中川・綾瀬川	R7.3.26	関東地整	茨城県 埼玉県 東京都	五霞町 さいたま市 熊谷市 川口市 行田市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 伊奈町 宮代町 杉戸町 松伏町 足立区 葛飾区 江戸川区
17	六角川	六角川	R7.3.28	九州地整	佐賀県	武雄市 嬉野市
18	程荷川	程荷川	R7.3.31	—	鹿児島県	鹿児島市 姶良市
19	利根川	休泊川	R7.5.15	関東地整	群馬県	太田市 千代田町 大泉町
20	仁淀川	日下川	R7.6.20	四国地整	高知県	土佐市 佐川町 日高村
21	日高川	西川	R7.9.1	—	和歌山県	御坊市 美浜町 日高町 日高川町
22	一宮川	一宮川	R8.3.27	—	千葉県	茂原市 一宮町 睦沢町 長生村 長柄町 長南町

出典:水管理・国土保全 流域水害対策計画の策定状況一覧
https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/sakutei_jokyo.html

目次構成

- 第1章 特定都市河川流域の現状と課題
 - 第1節 特定都市河川流域と中村川特定都市河川、特定都市下水道の概要
 - 第1項 特定都市河川流域の概要
 - 第2項 特定都市河川の概要
 - 第3項 特定都市下水道の概要
 - 第2節 特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況
 - 第3節 治水事業の沿革と現状の課題
 - 第1項 治水事業の沿革
 - 第2項 現状の課題
- 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
 - 第1節 基本的な考え方
 - 第2節 計画期間
 - 第3節 計画対象区域
 - 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)
- 第3章 都市浸水想定
- 第4章 特定都市河川の整備に関する事項
 - 第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所
 - 第1項 河川管理者が行う河川の整備
- 第5章 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
- 第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項
- 第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備
 - その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項
- 第1節 雨水貯留浸透施設
- 第2節 水田貯留(田んぼダム)
- 第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全
- 第4節 雨水浸透阻害行為の許可等
- 第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項
- 第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項
- 第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項
- 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
 - 第1節 貯留機能保全区域の指定の方針
 - 第2節 浸水被害防止区域の指定の方針
- 第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
 - 第1節 リスクコミュニケーションの充実
 - 第2節 大規模氾濫に関する減災対策
 - 第3節 内水ハザードマップの作成・公表
 - 第4節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達
- 第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項
 - 第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応
 - 第2節 流域水害対策計画の計画管理

中村川流域水害対策計画

素案

令和8年●月

青森県
鰺ヶ沢町
弘前市

【第1項】中村川の諸元や流域図のほか、土地利用変化及び総人口の推移、自然特性について記載

表 1-1 中村川の諸元

項目	諸元
河川流路延長	44.9 km
流域面積	149.0 km ²
流域市町村	1市1町

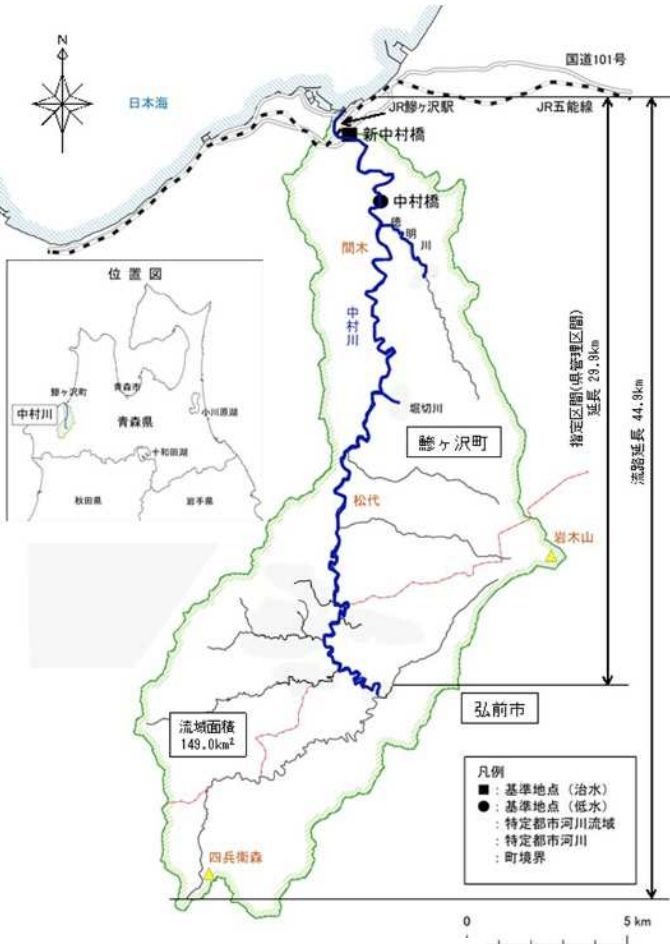


図1-1 中村川流域図

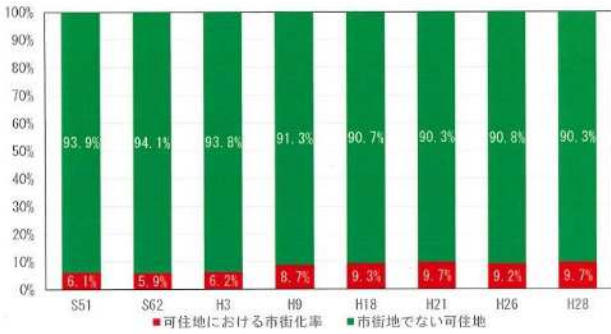


図1-3 中村川特定都市河川流域の土地利用変化

自然地(森林)が大半を占めているが、H3からH9にかけて市街化が進んでおり、特に下流部の都市化が顕著



図1-5 鯉ヶ沢町人口総数の推移(国勢調査結果より)

・R7の人口は令和2年 国勢調査結果で8,000人を下回っており、S55の人口総数に対して1/2以下となっている

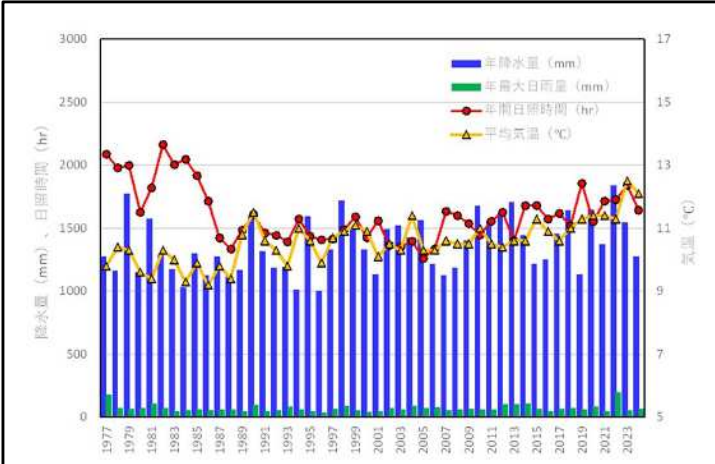


図1-7 鯉ヶ沢観測所(気象庁)の気象データ経年変化

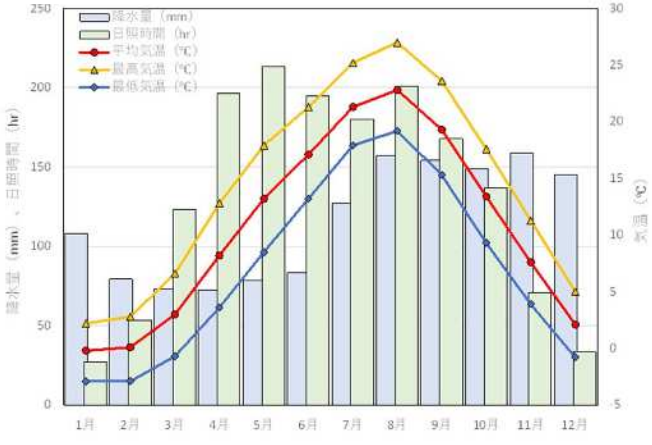


図18 鯉ヶ沢観測所(気象庁)の気象データ年間変化(1991~2020)

・中村川流域の年間平均降水量は約1,500mm
・台風期(7月~10月)に比較的多くなり、年平均気温は9.3℃

【第2項】特定都市河川の概要について記載

【第3項】特定都市下水道の概要について記載

- 中村川特定都市河川の概要
- ・上流部の松代地区で川幅が20～30m程度、河床勾配が約1/50とかなり急で砂防指定地となっている。
 - ・中流部は川幅が35～40m程度、河床勾配が約1/300とやや緩くなり、穏やかな流れとなっている。
 - ・市街地となっている下流部は川幅40～50m程度、河床勾配は1/900と緩やかで感潮区間となっている。

- 中村川特定都市下水道の概要
- ・鯉ヶ沢町公共下水道事業により、公共下水道の整備を実施。
 - ・下水道処理人口普及率を現況(R4)の57%をR17までに100%にするとともに、既設の雨水排水施設の改築や新設を計画している。



中村川の状況（上流部）



中村川の状況（中流部）



中村川の状況（下流部）



中村川の状況（河口部）

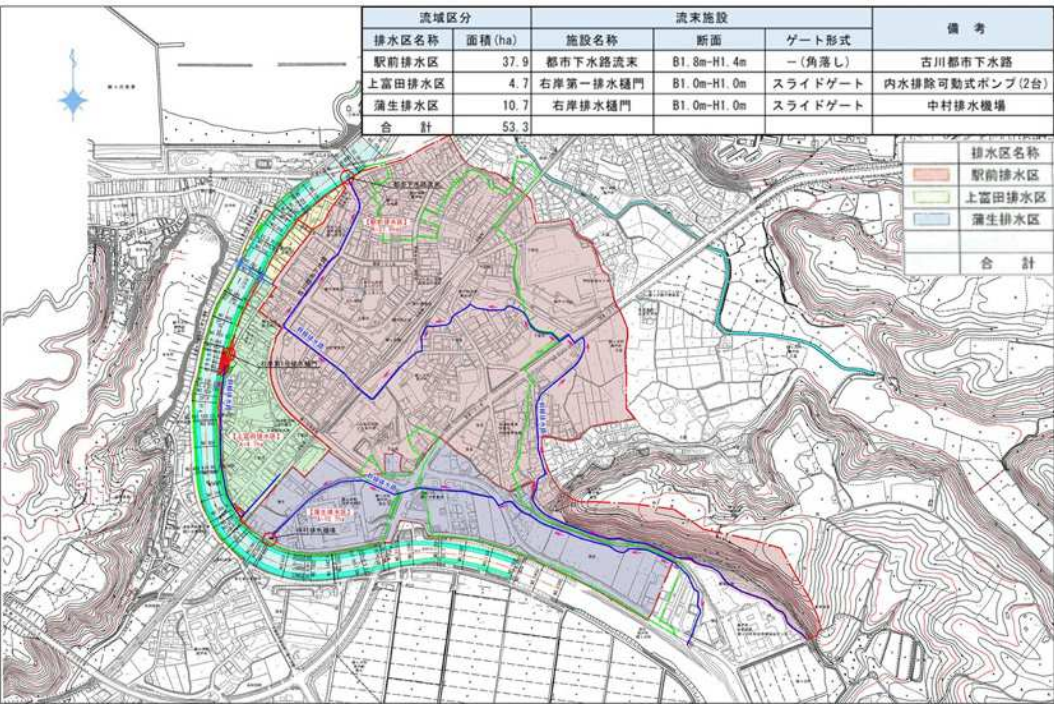


図 1 10 排水系統及び流域図

図1-9 中村川の状況

過年度の主要洪水の概要について記載

洪水年月日とその原因		被害額（千円）			備考
		土木災害額	一般災害額	合計	
昭和33年8月	前線・低気圧	—	—	不明	浸水家屋300戸 総雨量246mm
昭和36年4月	低気圧・融雪	861,506	89,724	951,230	浸水家屋121戸
昭和42年3月	融雪	84,210	—	84,210	
昭和47年7月	低気圧	1,061,193	—	1,061,193	
昭和50年8月	低気圧	883,113	194,480	1,077,593	浸水家屋55戸
昭和52年8月	前線	30,040	17,126	47,166	浸水家屋20戸 総雨量224mm
昭和55年4月	低気圧・融雪	2,110,464	3,666	2,114,130	
昭和56年8月	台風15号	80,655	310	80,965	総雨量206mm
平成2年9月	台風19号	130,819	980	131,799	浸水家屋4戸 総雨量124mm
平成14年8月	前線	18,101	—	18,101	
平成16年9月	台風21号	20,743	—	20,743	
平成18年12月	低気圧	62,121	—	62,121	
平成25年9月	台風18号	95,015	10,798	105,813	浸水家屋2戸
平成27年4月	低気圧・前線	111,454	19,638	131,092	浸水家屋12戸
令和4年8月	前線	1,607,673	3,204,836	4,812,509	浸水家屋367戸※

出典：水害統計（国土交通省）から引用（※印は青森県調べ）

表1-2 中村川特定都市河川流域の過去の主要洪水

第2節 特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況

【昭和33年8月洪水】

- 昭和33年8月の大雨により中村川が氾濫し、県が調査した結果、浸水家屋300戸（床上浸水231戸、床下69戸）に上った。
- 昭和33年当時、中村川は未改修であり、この洪水被害等を契機として河川改修が進められることとなった。



写真1-1
洪水被害の状況
(昭和33年8月洪水)

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

8

第2節 特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況

【平成25年9月洪水】

- 平成25年9月の台風18号により津軽地方を中心に大雨となり、中村上流雨量観測所(県)では155mm/24hr、中村川流域平均雨量130mm/24hrを観測した。
- この大雨により、中村水位観測所(県)では最高水位T.P.+10.75mを観測した。

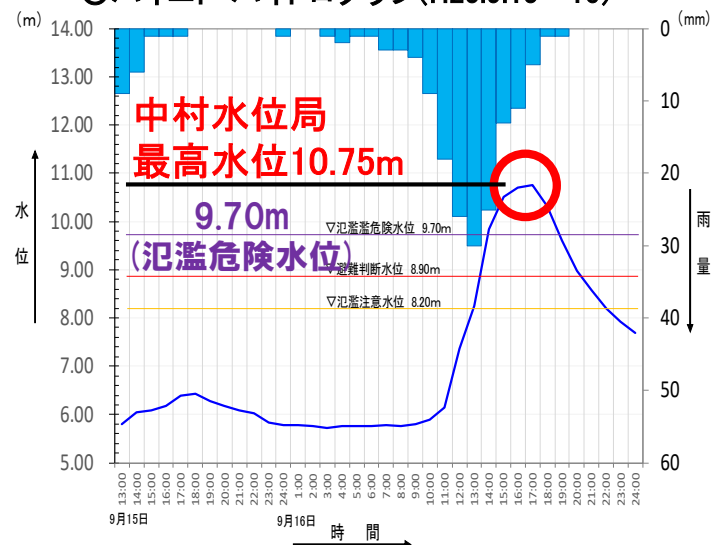


写真1-2 洪水被害の状況(平成25年9月洪水)

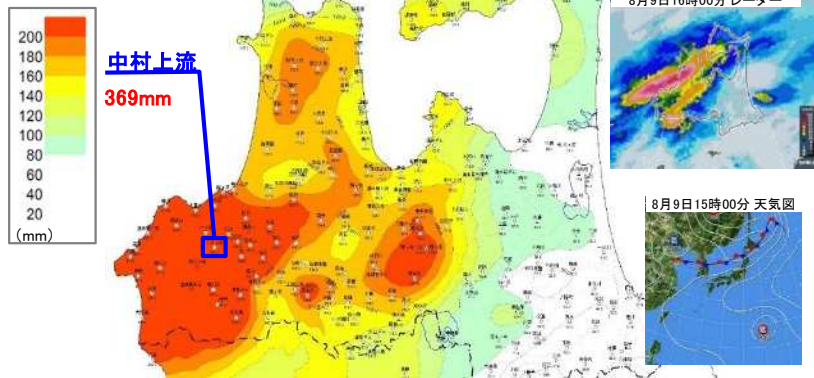
第2節 特定都市河川流域における過去の浸水被害の状況

【令和4年8月洪水】

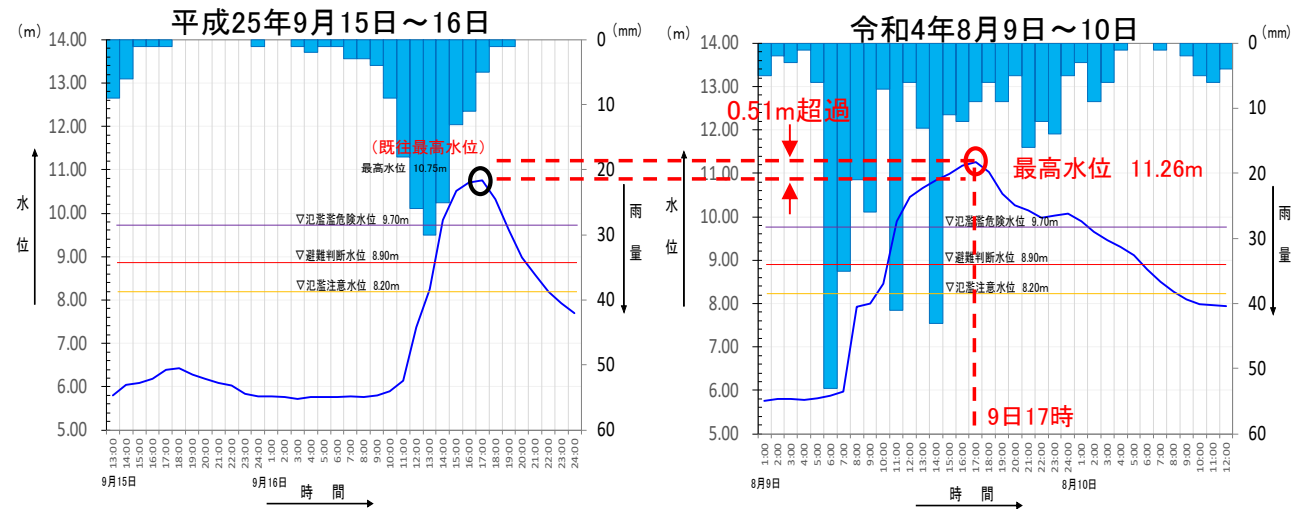
- 令和4年8月9日から的大雨では線状降水帯が発生するとともに、中村上流雨量観測所（県）で369mm/24hrに達し、観測開始以来、最大の降雨量となった。
- 中村川の中村水位観測所では最高水位T.P.+11.26mに達し、氾濫危険水位T.P.+9.70mを大きく上回り、観測開始以来、最高の水位となった。
- 上記の観測結果をもとに算出した新中村橋地点の被災流量は、当時の整備計画目標流量を上回る600m³/sであった。

○気象状況

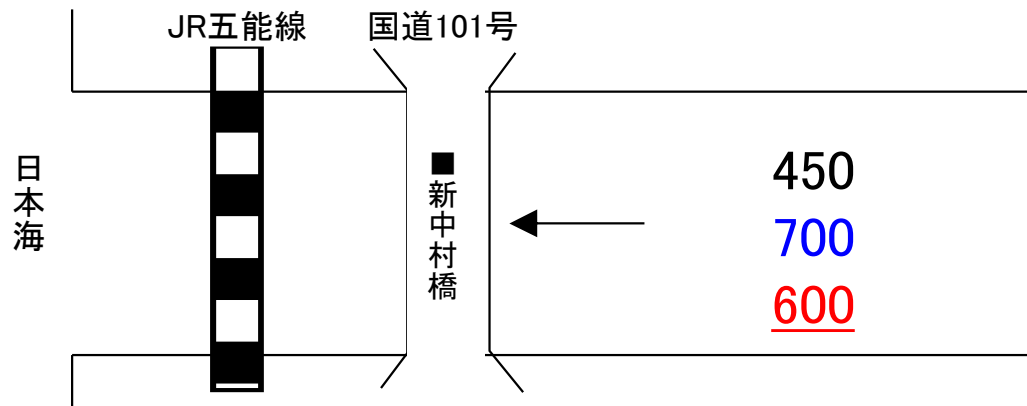
最大24時間雨量線図
(令和4年8月9日～)



○ハイト・ハイドログラフ



○被災流量の検証



(単位: m³/s)

上: 河川整備計画規模(1/10) (R4当時)

中: 河川整備基本方針規模(1/30) (R4当時)

下: 被災流量

450
700
600

図1-11 洪水被害の概要(令和4年8月洪水)1/2

- 中村川の流域全体で外水氾濫が発生し、市街地を抱える下流域では国道101号が冠水により通行止めとなり、**浸水家屋367戸**(床上305戸、床下62戸)や病院、JR鰯ヶ沢駅等の重要施設の浸水被害が発生した。

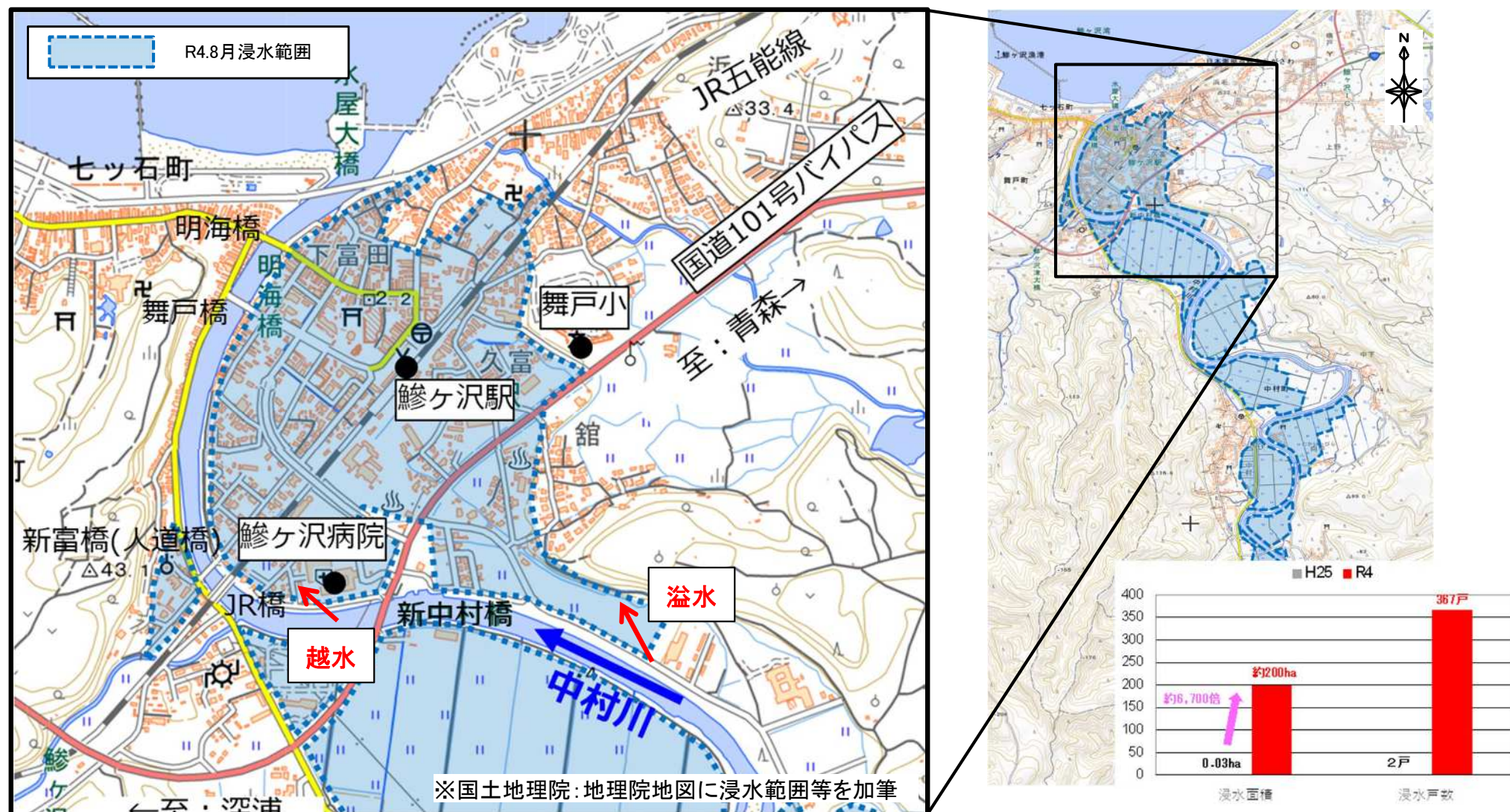


図1-11 洪水被害の概要(令和4年8月洪水)2/2

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

第3節 治水事業の沿革と現状の課題

12

【第1項】治水事業の沿革について記載

【第2項】現状の課題について記載



図1-13 中村川治水事業の沿革



図1-14 河川改修事業 (河川整備計画)

【流域の課題】

- 洪水調節施設等の抜本的な対策には時間を要するため、より一層流域全体で治水安全度の向上を図る必要がある。
- 気候変動の影響による降雨量増大の影響も踏まえ、雨水貯留浸透施設など、流域対策のより一層の強化や、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。

【河川の課題】

- 下流部では、河道流下能力不足により市街地に氾濫が拡散。
- 中上流部では、住宅地は丘陵部に位置するが、河川断面が狭小で丘陵地や山地に囲まれていることから沿川の農地の浸水が生じる。

【下水道の課題】

- 河川整備計画に基づく河道改修実施後も内水氾濫が生じることから、内水対策を行っていく必要がある。
- 下水道施設について、適切な維持管理や計画的な改築更新を進めていく必要がある。

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

14

■ 氾濫量
(流域全体)

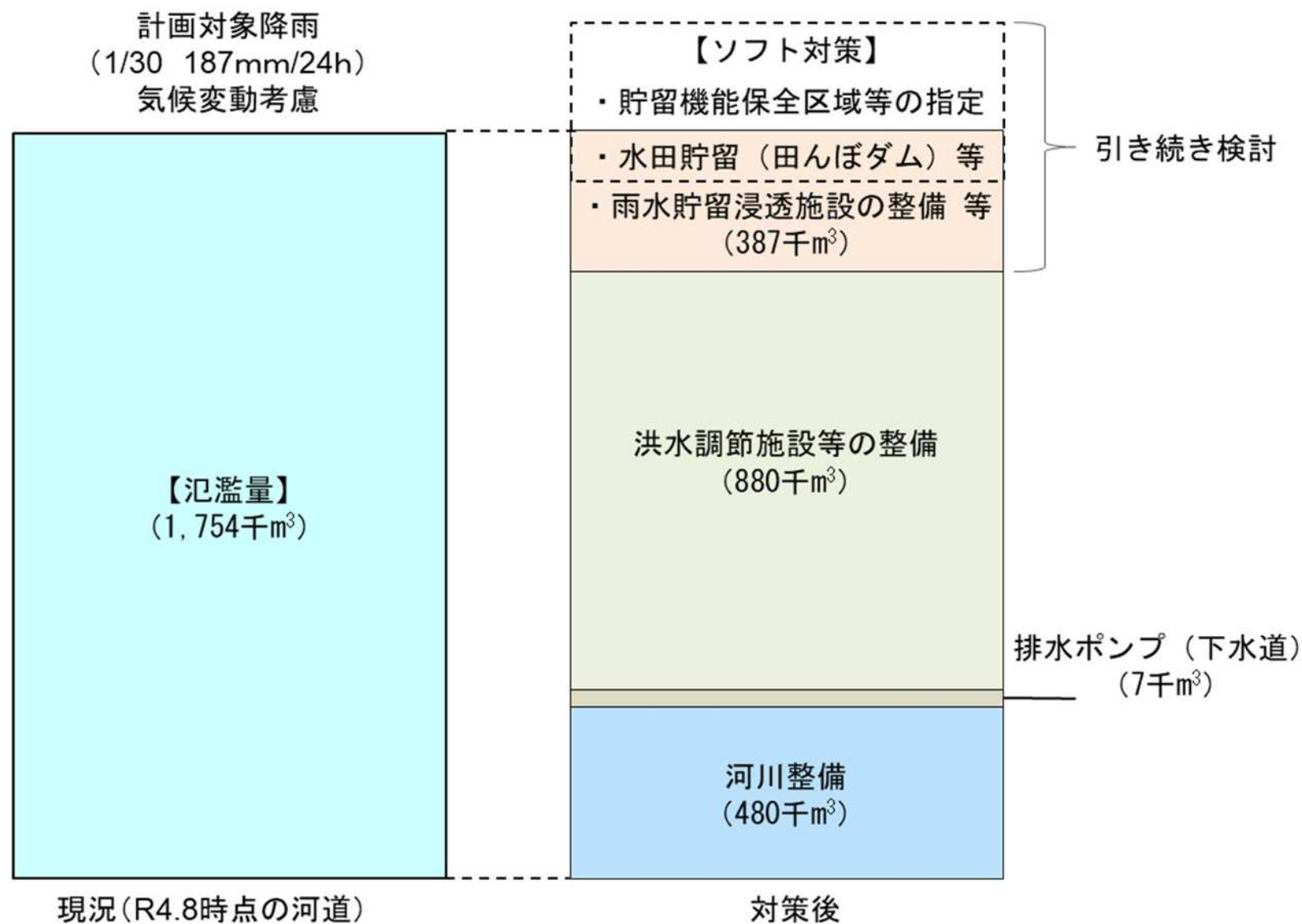


図2-3 計画対象降雨における流域分担のイメージ

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

15

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら効果的に組み合わせて実施する。

【実施内容】

- ・ 森林整備、砂防・治山対策
- ・ 水田貯留（田んぼダム）の実践
- ・ 河道掘削等による河川改修
- ・ 洪水調節施設等の整備
- ・ 排水ポンプ整備等による内水対策（下水道整備）
- ・ 雨水貯留浸透施設等の整備 等

② 被害対象を減少させるための対策

まちづくり等を考慮し、水害リスクがあるエリアにおける貯留機能の保全、防災指針の作成や、建築物の構造の工夫等の浸水被害軽減対策を講じるもの。

【実施内容】

- ・ 盛土構造物の保全
- ・ 水害リスクのより低い区域への誘導（立地適正化計画の策定）
- ・ 住まい方の工夫（災害危険区域の指定）
- ・ 貯留機能保全区域の指定
- ・ 浸水被害防止区域の指定 等

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化

【実施内容】

- ・ 水害リスク情報の充実（水害リスクマップ、内水ハザードマップの作成・公表、浸水想定水位看板の増設、水位観測所・監視カメラの増設、浸水センサーの設置等）
- ・ 円滑かつ迅速な避難のための取組（ホットライン、タイムライン等）
- ・ 被害軽減のための取組（水防体制の強化等）
- ・ 地域防災力の向上（自主防災組織の設立、避難訓練の実施、防災に関する普及・啓発、防災教育等の実施） 等（水防体制の強化 等）



図2-5 鯉ヶ沢町防災マップ

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第2節 計画期間

16

- 対象期間は、河川整備計画、下水道計画、まちづくりの計画期間を考慮したうえで設定するものとする。
- 流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な期間として、**計画期間は概ね20年**とする。

計画	計画策定	全体計画	流域水害対策計画策定時点での 各計画の残期間（R8.3時点）
中村川水系河川整備計画	令和8年2月変更	概ね20年	概ね20年
鰯ヶ沢町公共下水道事業計画書	令和5年6月改訂	令和9年度末 まで	概ね2年
鰯ヶ沢都市計画区域マスタープラン	令和3年3月	概ね20年	概ね15年
第6次鰯ヶ沢町長期総合計画	令和4年3月	5年	概ね1年
弘前市上下水道ビジョン （弘前市上下水道事業基本計画）	令和6年10月	10年	概ね8年
弘前市都市計画マスタープラン	平成27年3月	概ね20年	概ね9年
弘前市立地適正化計画	平成29年3月	概ね20年	概ね11年

表2-1 河川整備計画、まちづくり計画における計画期間

これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直しを行うものとする。

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第3節 計画対象区域

■ 計画対象区域は、中村川の自然流域に流れ込む下水道の排水区を含めた中村川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、県管理区間上流端までとする。

河川名	区間	
	上流端	下流端
中村川	左岸：弘前市 大字常盤野 字上中村山 国有林七林班イ小班地先 右岸：弘前市 大字常盤野 字上中村山 国有林二〇林班へ小班地先	海に至る場所
徳明川	左岸：西津軽郡鰺ヶ沢町 大字中村町 字上清水崎 一一六の二地先 右岸：西津軽郡鰺ヶ沢町 大字中村町 字上清水崎 一二一の七地先	中村川への合流点
堀切川	左岸：西津軽郡鰺ヶ沢町 大字芦菴町 字上菖蒲沢 三二の三地先 右岸：西津軽郡鰺ヶ沢町 大字芦菴町 字上菖蒲沢 一三の二地先	中村川への合流点

表2-3 河川対象区間

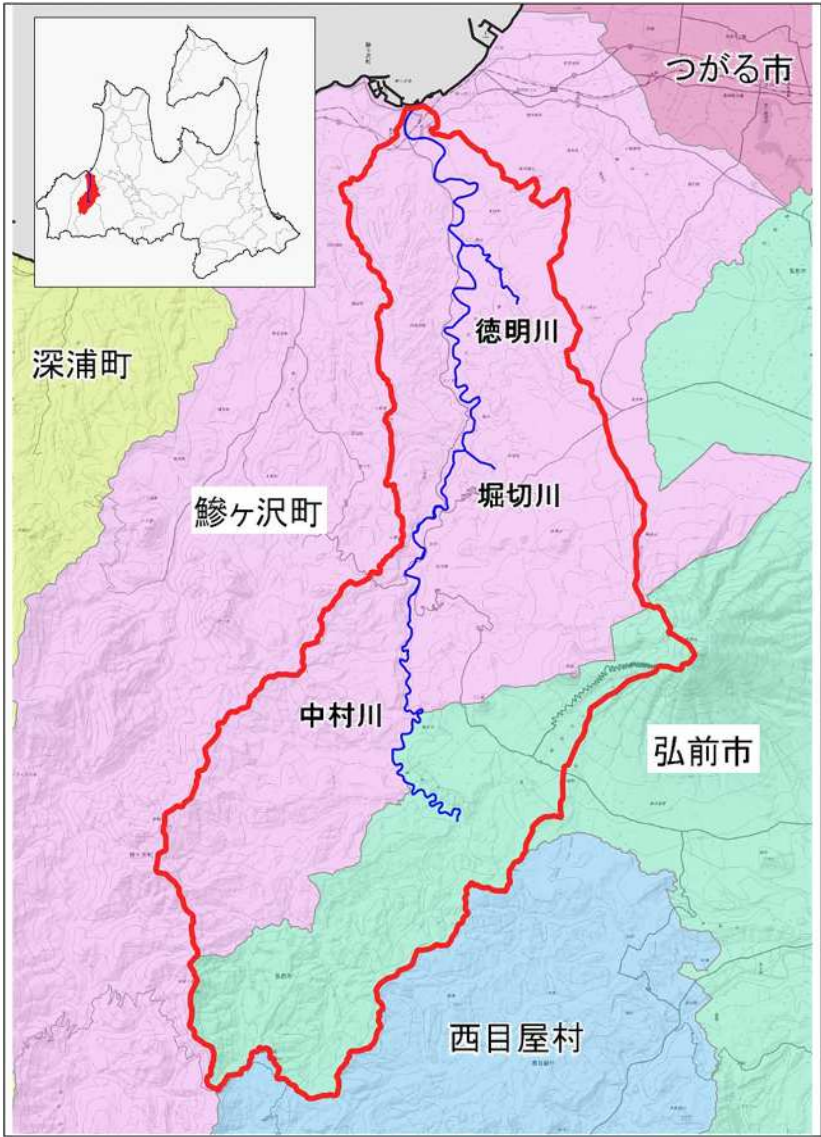


図2-6 特定都市河川流域図

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)

- 令和7年3月に変更した河川整備基本方針に合わせ、令和8年2月に河川整備計画を変更し、これに基づき河川改修を進めている。
- 河川整備基本方針及び河川整備計画と同等の確率規模1/30の降雨に気候変動を考慮した降雨とし、河川整備、雨水貯留浸透施設の設置及び土地利用規制等を活用し、浸水被害の軽減を図る。

計画対象降雨
(1/30、気候変動考慮)

187mm/24h

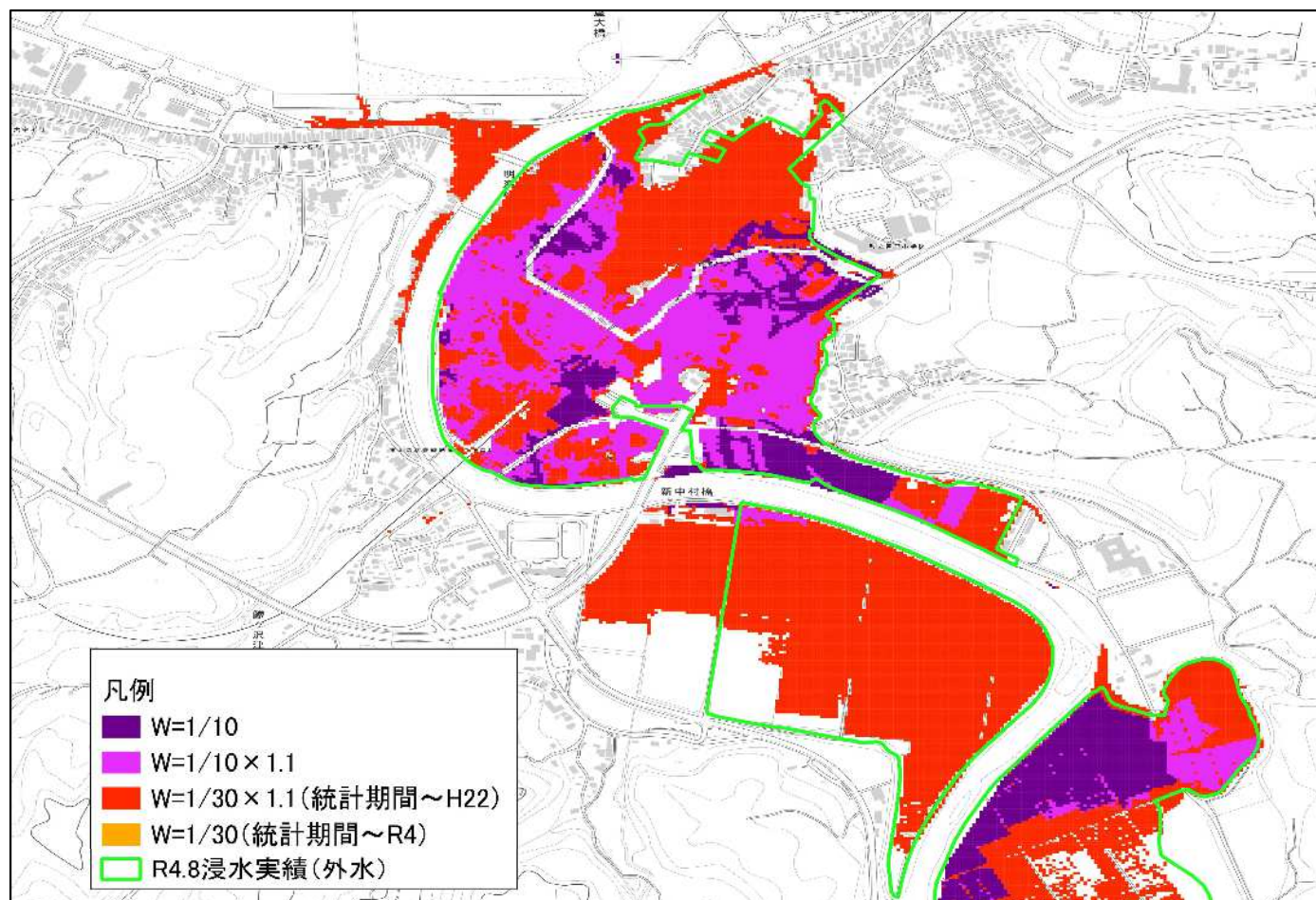


図2-7 規模別の浸水域とR4.8浸水実績重ね合わせ

- 都市浸水想定として、計画対象降雨(確率規模1/30:気候変動考慮)が生じた場合に、洪水(外水浸水)または雨水出水(内水浸水)による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を示す。

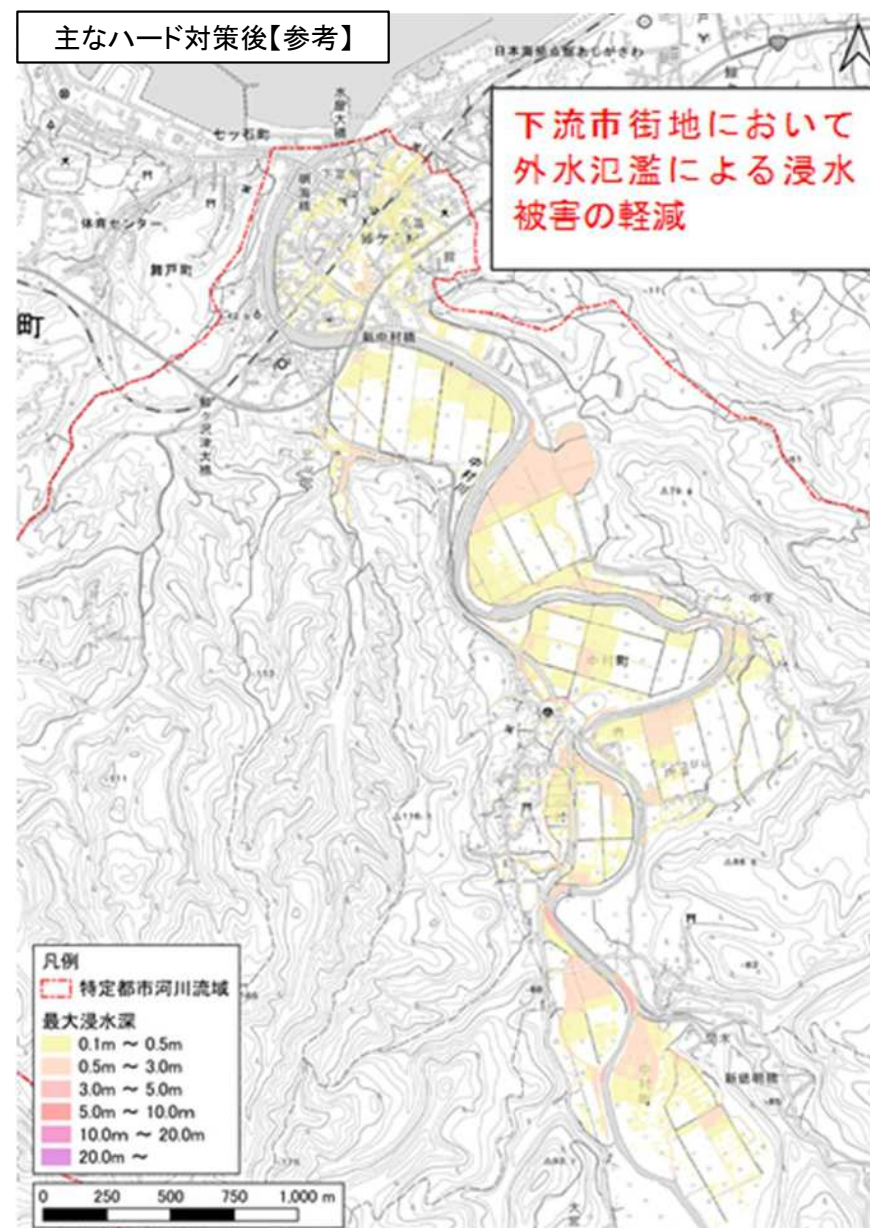
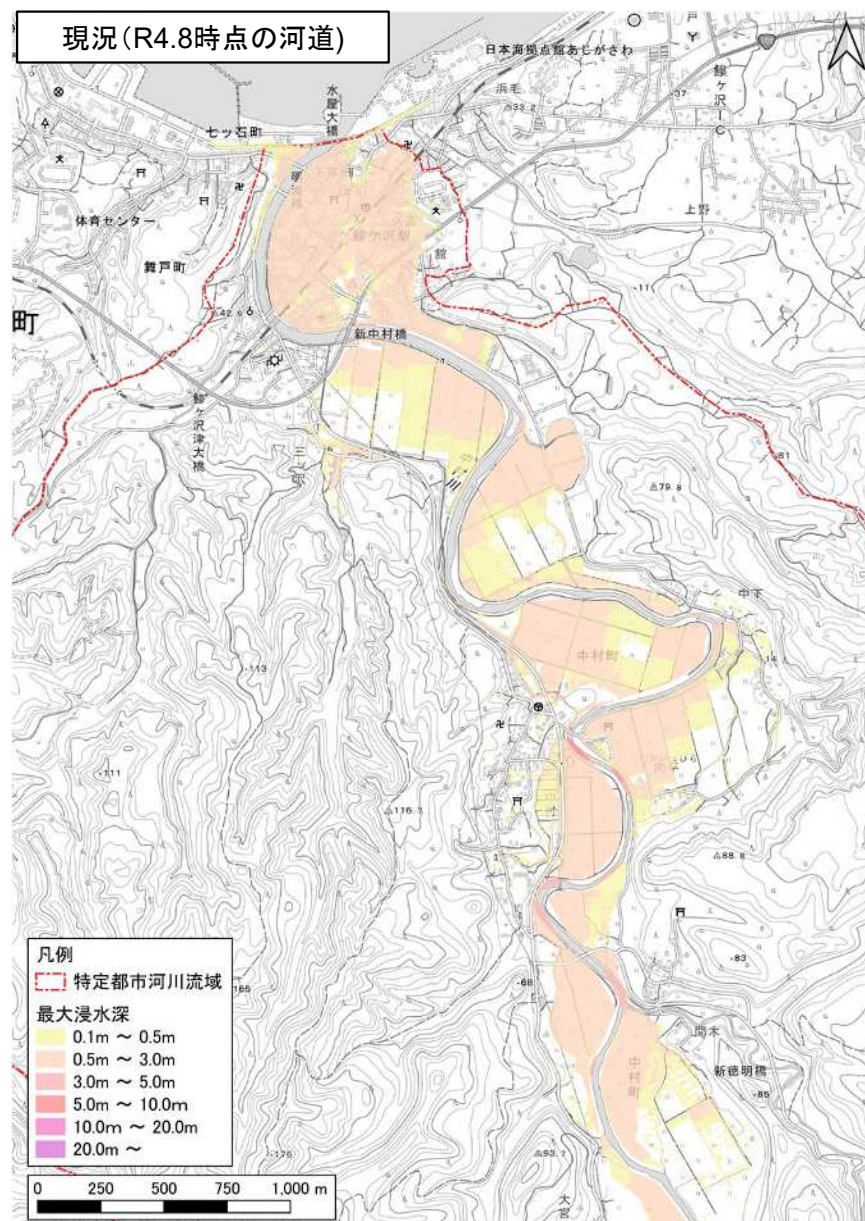


図3-1 都市浸水想定(対策前と対策後の比較)

- 都市浸水想定として、計画対象降雨(確率規模1/30:気候変動考慮)が生じた場合に、洪水(外水浸水)または雨水出水(内水浸水)による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される浸水継続時間を示す。

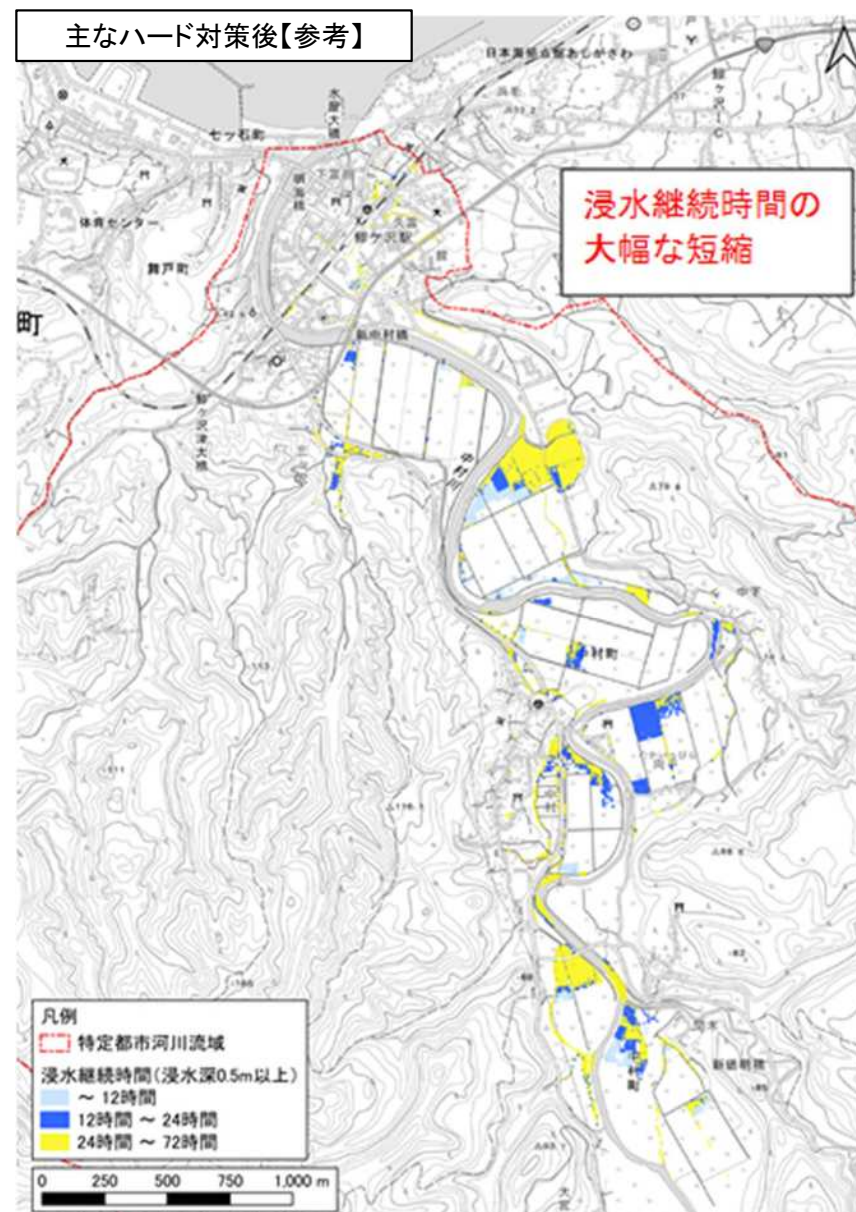
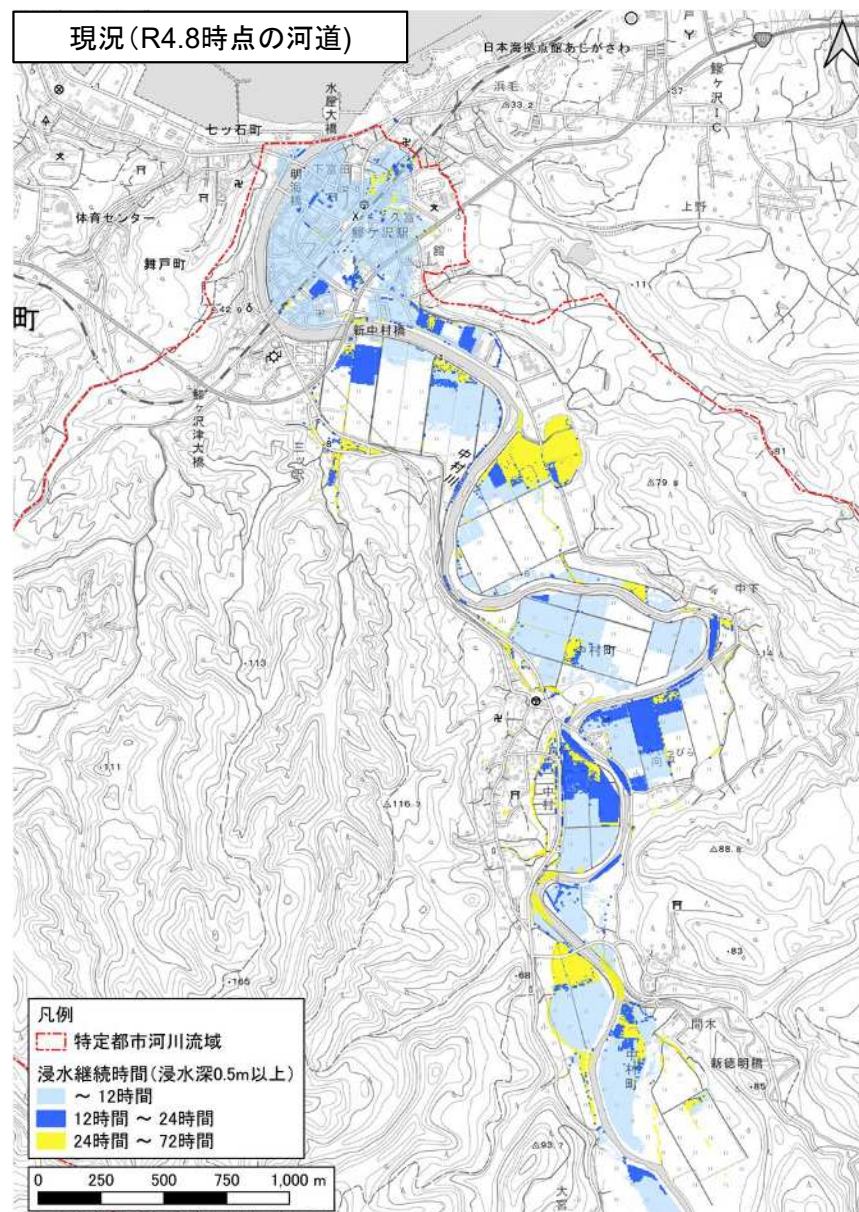


図3-2 浸水継続時間

		都市浸水想定	【参考】対策後※ ¹ の 都市浸水想定
浸水戸数（戸）※ ²		床下：121戸、床上：772戸 合計：893戸	床下：107戸、床上：16戸 合計：123戸
浸水面積（ha）※ ²		189	73
計算条件	河道	現況河道 (R4. 8時点)	河川整備計画河道
	流域対策	現況下水道（ポンプ排水） (R4. 8時点)	下水道整備（ポンプ排水）※ ³ 洪水調節施設整備

※¹：河川整備計画に基づく河川整備（青森県）の整備等

※²：浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定に基づき算出

※³：鱒ヶ沢町が行うポンプ排水箇所の増（3箇所）及び排水能力の向上

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所

22

実施中

【第1項】河川管理者が行う河川の整備

- 目標となる対象降雨による河川からの溢水・越水を防止し、浸水被害の軽減を図るため、**下流部では築堤等の河川工事を実施する。**
- **中上流部では、既存施設を最大限活用した事前放流や操作方法等について調査・検討を行い、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既存施設の放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行う。**
- 整備計画目標流量に対する流下能力不足を解消するため、**中村川本川の河道改修及び洪水調整施設等の整備を行い、1/30の治水安全度を確保し、被害を軽減する。**

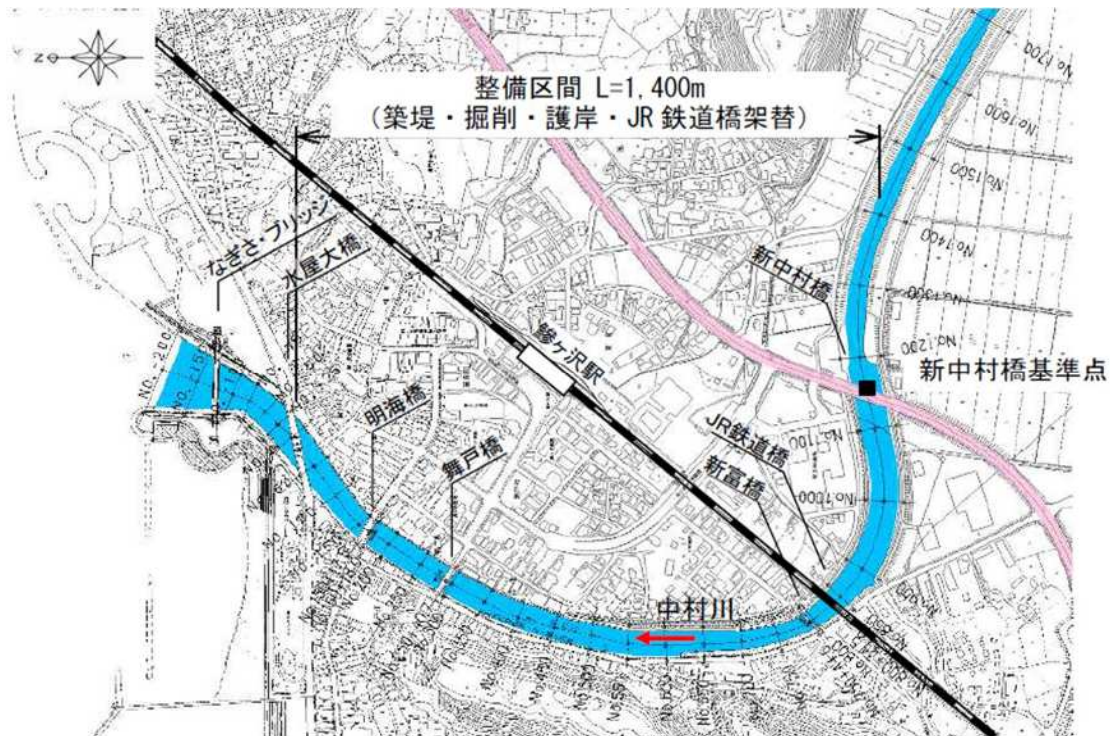


図4-1 河川工事の施行の場所

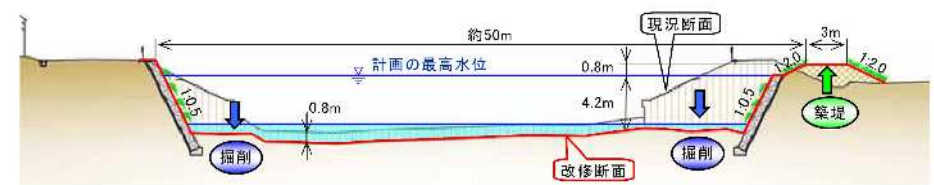


図4-2 中村川横断イメージ図(0k~0.9k区間)

- 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。

※河川整備基本方針及び整備計画に基づく改修を推進していく(築堤等の河川改修、洪水調整施設)。

今後

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備(第8条)

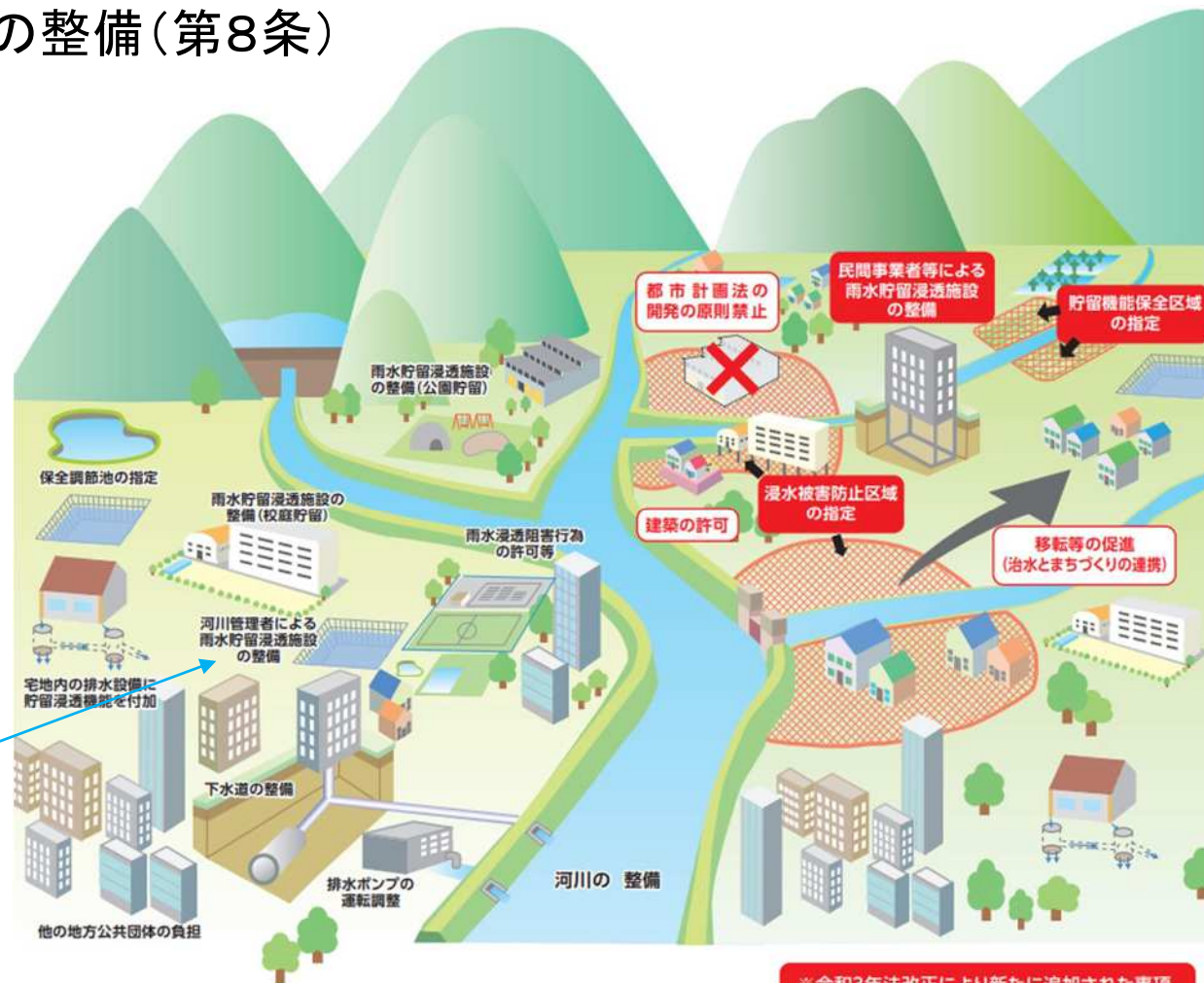
- ◆ 流域水害対策計画に基づき特定都市河川流域に雨水貯留浸透施設を設置、管理することができる。
- ◆ 当該施設及びその敷地は河川法に規定する河川管理施設及び河川区域とみなす。
- ◆ 河川管理者は当該施設の敷地である土地の区域または当該施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体区域を公示する必要がある。

河川管理者が整備する
雨水貯留浸透施設

河川法に規定する

- ・河川管理施設
- ・河川区域
- ・河川工事

とみなして河川法その他の政令で定める法令の規定を適用



※令和3年法改正により新たに追加された事項

浸水被害対策の全体像

- 排水ポンプの増強として、「駅前排水機場」、「上富田排水機場」、「蒲生排水機場」の3施設の整備を計画する。また、現況調査結果や点検等に基づき修繕等の老朽化対策や維持管理を実施する。

実施中

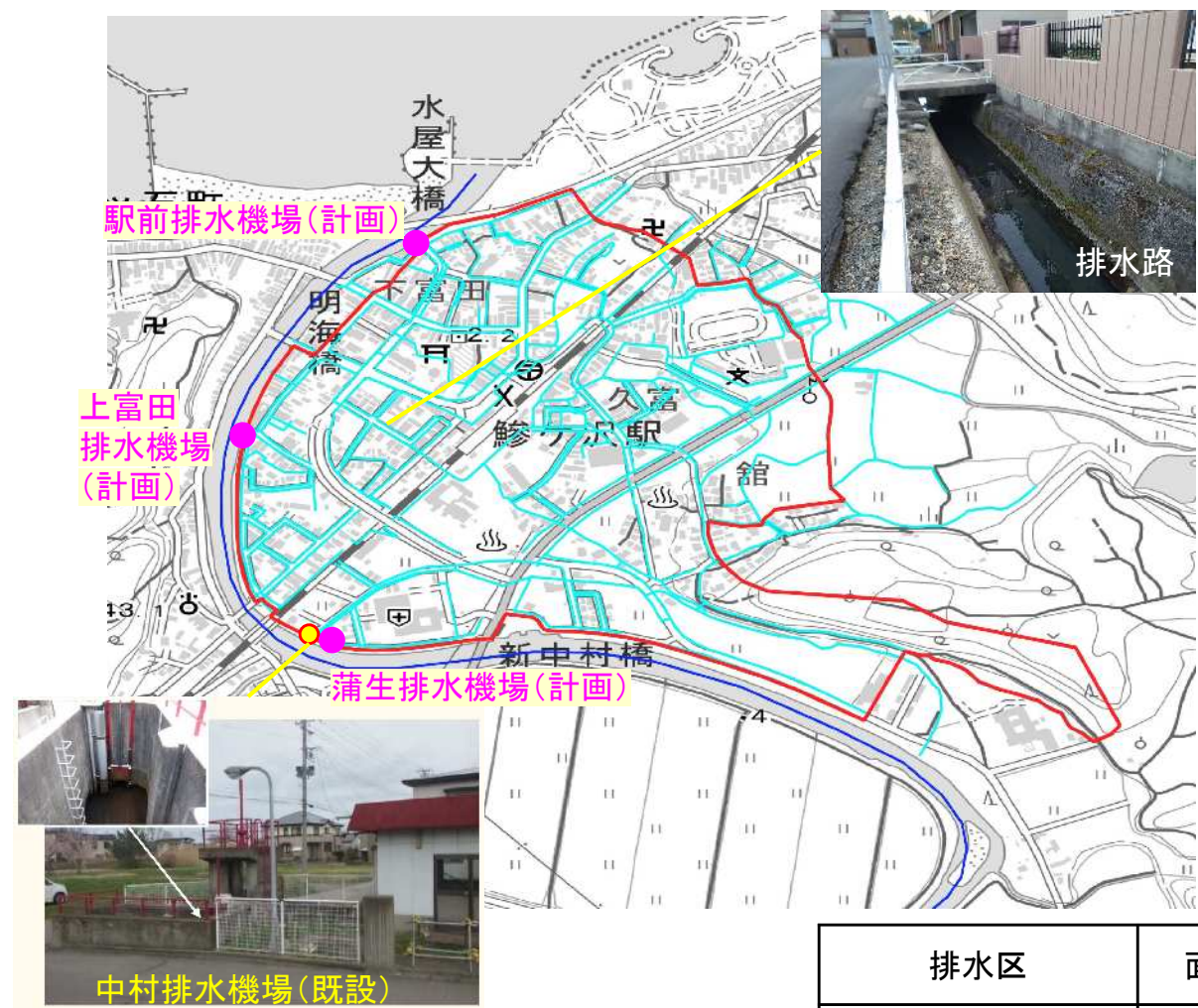


図6-1 排水区域図

表6-1 各排水区における計画放流量等

排水区	面積	計画降雨		計画放流量 (日最大)
		確率規模	降雨波形	
駅前排水区	37.9ha	1/10確率×1.1倍	R4.8月型	2.9m ³ /s
上富田排水区	4.7ha	1/10確率×1.1倍	R4.8月型	0.9m ³ /s
蒲生排水区	10.7ha	1/10確率×1.1倍	R4.8月型	1.0m ³ /s

第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透 に関する事項

25

第1節 雨水貯留浸透施設

- 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設(学校・公園等)の雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、既に公園等として活用されている土地を含め、公用地等を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。
- 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定に基づく支援制度も活用する。

今後

雨水貯留施設の事例(笹森沼:青森市)



校庭貯留



【事例:栄町小学校(札幌市)】

平常時

土手を整備し、貯留容量を確保



洪水時

出典:気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会より

図7-1 雨水貯留浸透施設の例

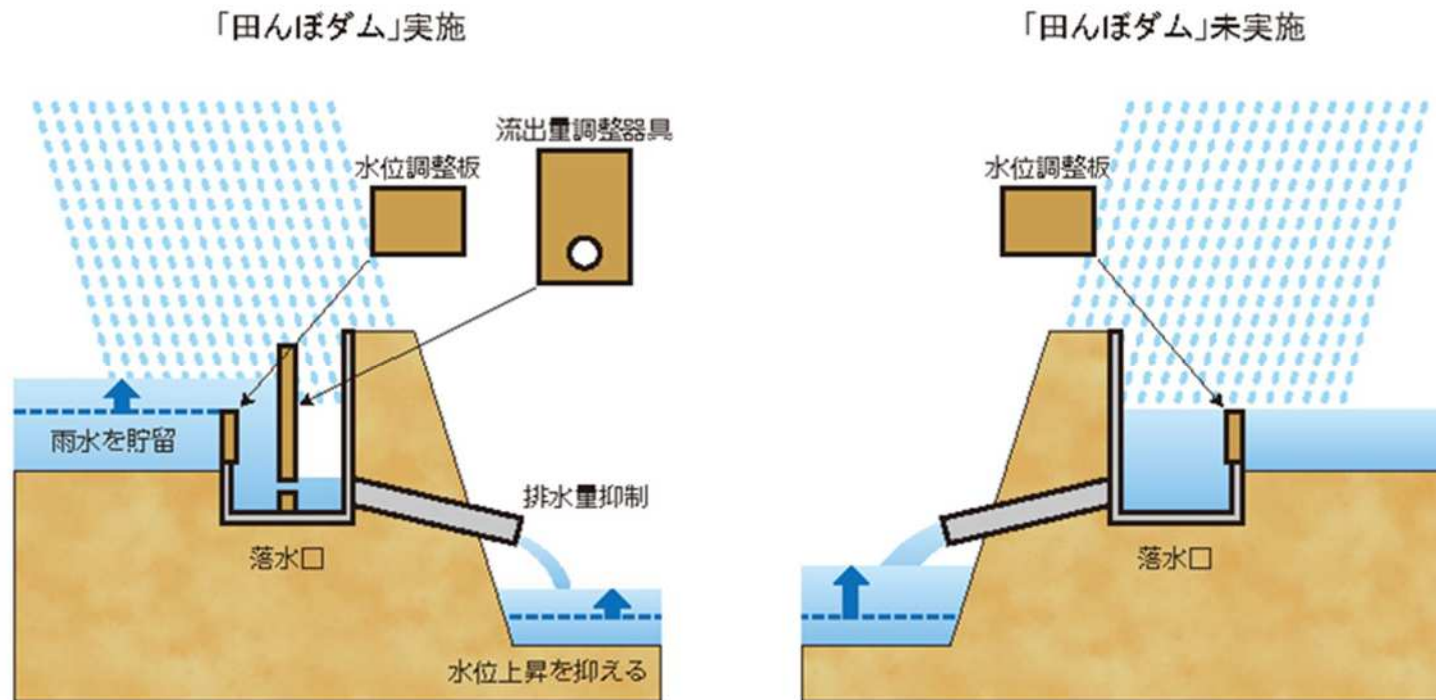
第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透 に関する事項

26

第2節 水田貯留(田んぼダム)

- 所有者の同意のもと、排水口に調整堰板等の田んぼダム用器具を設置することで、流域内水田に降った雨水を一時的にほ場に貯留し、河川への排出量を抑制する水田貯留に取り組む。
- 現在のほ場は、区画が小さく畦溝畔が脆弱であるため、今後、大区画化等のほ場整備を行う際には、畦溝畔の強化と併せ田んぼダム用の柵を整備して、治水安全度の向上を図っていく。

今後



出典：「田んぼダム」の手引き」令和4年4月（農林水産省）を加工して作成

図7-2 水田貯留のイメージ

第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透 に関する事項

27

第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

- 防災調整池の設置において、県は、保全調整池の指定等により機能の保全に努める。
- 雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地について、開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。
- また、鯉ヶ沢町又は県は、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地等の土地の保全を図る。

今後

第7章 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透 に関する事項

28

第4節 雨水浸透阻害行為の許可等

- **県**は、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する**1,000m²以上**の行為に対しては、その**実施者へ流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制**としている。開発等の実施者は、**着実に対策を実施**するとともに、その機能の**中長期的な維持に努める**。
- 対策工事の義務付けの対象外となる**1,000m²未満**の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努める。

実施中

許可が必要! 中村川流域の土地で行う、雨水がしみ込みにくくなる行為は

青森県知事の許可が必要

となる場合があります

▶ 中村川では、これまで氾濫による被害が度々発生しています。特に令和4年8月の大雨による氾濫は、多くの河川に甚大な浸水被害をもたらしました。

▶ 上記のような浸水被害の再発防止、軽減する対策として、行政・事業所・住民が協力して行う「流域治水」を進めています。「流域治水」では治水対策を

▶ 「流域治水」の取組の一つとして、令和6年7月に中村川を特定都市間川に指定したことから、雨水浸透阻害行為を行う際、許可が必要となる場合があります。

中村川流域図

雨水浸透阻害行為の許可とは?

田畑など締め固められていない土地で行う1,000m²以上の雨水がしみ込みにくくなる(雨水の浸透を阻害する)行為に対して、雨水を貯留・浸透させる対策(雨水貯留浸透施設)の実施及び青森県知事の許可が必要になります。

田畑(耕地) ▶ 宅地

田畑など締め固められていない土地に**建物を建てる**

田畑(耕地) ▶ 駐車場

田畑など締め固められていない土地に**駐車場を作る**

林地など締め固められていない土地に**運動場を作る**

林地 ▶ 運動場

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。

雨水貯留施設

浸透ます

浸透性舗装

問合せ先・受付窓口

雨水浸透阻害行為の許可申請にあたっては、雨水を貯留・浸透させる対策の内容等について協議が必要です。

申請先	許可申請の受付窓口	連絡先(TEL)
青森県知事	青森県土木整備部 河川砂防課	【代表】017-722-1111(内線6732)

webで検索 青森県 雨水浸透阻害行為 許可 申請 申請書ダウンロード 申請書 申請書 申請書 申請書

図7-3 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット

- 雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等(地方公共団体以外の者)は、特定都市河川浸水被害対策法第11条の規定に基づき、施設の設置管理に関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、青森県への認定を申請することができる。
- 認定の基準は法第12条や国土交通省令で規定されている。

今後

- 施設の構造及び設備に係る認定の基準
 - ・ 堅固で耐久力を有する構造であること
 - ・ 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること
- 施設の管理の方法に係る認定の基準
 - ・ 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること
 - ・ 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること
 - ・ 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること
- 施設の管理の期間に係る認定の基準
 - ・ 10年以上とする。
 - ・ 今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場合は、本計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。

認定権者である県は、流域自治体と連携し、本制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前相談の窓口となって対応する。

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

- 今後、雨水基本計画が策定され、特定都市下水道のポンプ施設が整備された場合は、関係機関と十分な調整を図り、運転操作ルールを定めるものとする。

今後

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

- 県及び鯉ヶ沢町は、都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、中村川域水害対策協議会にて検討していくものとする。
- 水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、中村川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。
- 都市浸水想定においてハード整備後にも水災害リスクが残存するエリアについては、都市計画やまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。

実施中

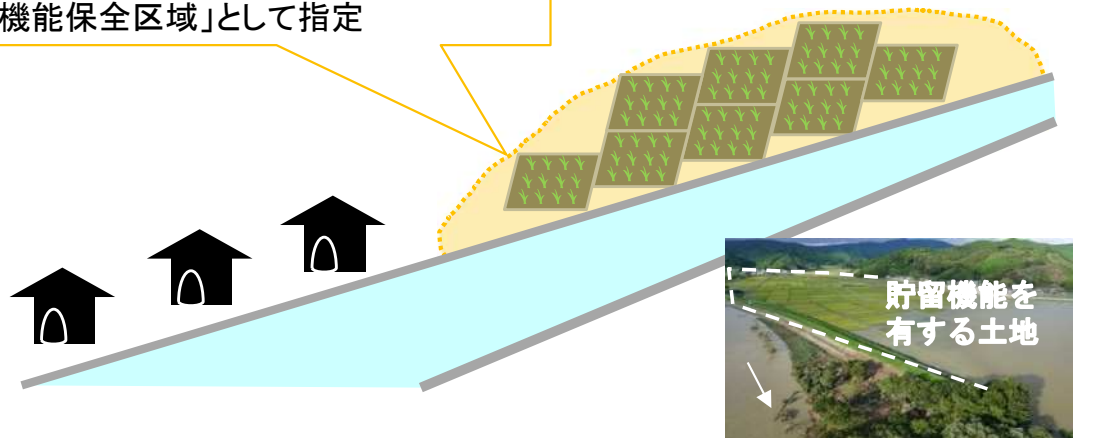
今後

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

- 県は、河川沿いの低地や窪地等において雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等としてあり続けてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するため、貯留機能保全区域を指定することができる。
- 貯留機能保全区域の指定は、ハード整備後においても堤防からの越水等による浸水が想定され、盛土などにより家屋被害等増大が想定される土地で、農地や未利用地等を基本とする。
- 貯留機能保全区域を指定する際は、水田等の土地利用形態や住家の立地等、周辺の土地利用状況等を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定する。

今後

洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定



(貯留機能を有する土地の例)

機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対する届出を義務付け

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、

- 指定により土地の保全を図ることが重要であること
- 河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること
- 土地の貯留機能を保全することから、当該区域には引き続き浸水リスクがあること

等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。

図11-1 貯留機能保全区域の指定イメージ

- **県**は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで**高齢者等の要配慮者**をはじめとする住民等の**生命・身体を保護**するため、浸水被害防止区域を指定できる。
- **中村川では、対策実施後も浸水リスクが残る地域がある**ため、想定される浸水深及び浸水頻度等の浸水リスク、現地の地盤の起伏及び土地利用形態等を考慮した上で、**関係者の意向を十分踏まえて浸水被害防止区域の指定の検討を行う。**

今後



区域内に対しては「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を推進

図11-2 浸水被害防止区域の指定イメージ

- 河川管理者は、流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や鰻ヶ沢町とのホットラインによる河川情報の共有を図る。
- 河川管理者及び鰻ヶ沢町は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等について推進する。

実施中

表12-1 令和8年度出前トークのテーマ一覧

番号	テーマ	内容
1	大雨洪水に備えて ～流域治水～	近年の気候変動によって激甚化・頻発化している水災害に備えるために重要な「流域治水」という取組についてご説明します。
2	駒込ダム建設事業について 紹介します	ダムの役割をはじめ、青森市を流れる堤川の支流である駒込川の上流に建設を進めている駒込ダムの計画・工事内容などについてご説明します。
3	土砂災害から身を守るために (住民の皆様にご協力いただきたいこと)	最近の土砂災害の現状と事前の心構えとして「お知らせメール」、「土砂災害ハザードマップ」など、身近で貴重な情報についてご説明します。
4	知っていますか？土砂災害 防止法	土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進しようとする「土砂災害防止法」についてご説明します。

契機

平成27年9月関東・東北豪雨で、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、家屋被害や広範囲の浸水、住民避難の遅れによる多数の孤立者が発生。



平成27年12月に社会資本整備審議会から「水防災意識社会再構築ビジョン」が提言され、全国の直轄河川で「水防災意識社会再構築協議会」を設置



平成28年8月の北海道・東北地方における台風被害を踏まえ、中小河川でも同様の取り組みが必要とされ、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が提言された。



青森県では平成29年に青森圏域、三八・上北圏域、西北圏域、むつ圏域の4つの圏域において「大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、減災を目指したハード・ソフト両面の取り組みを進めている。

	協議会名
①	岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会
②	馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会
③	高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会
④	青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
⑤	三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
⑥	西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会
⑦	むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

凡 例	
	圏 域 界
	国
	県
	一 級 水 系
	二 級 水 系

実施中

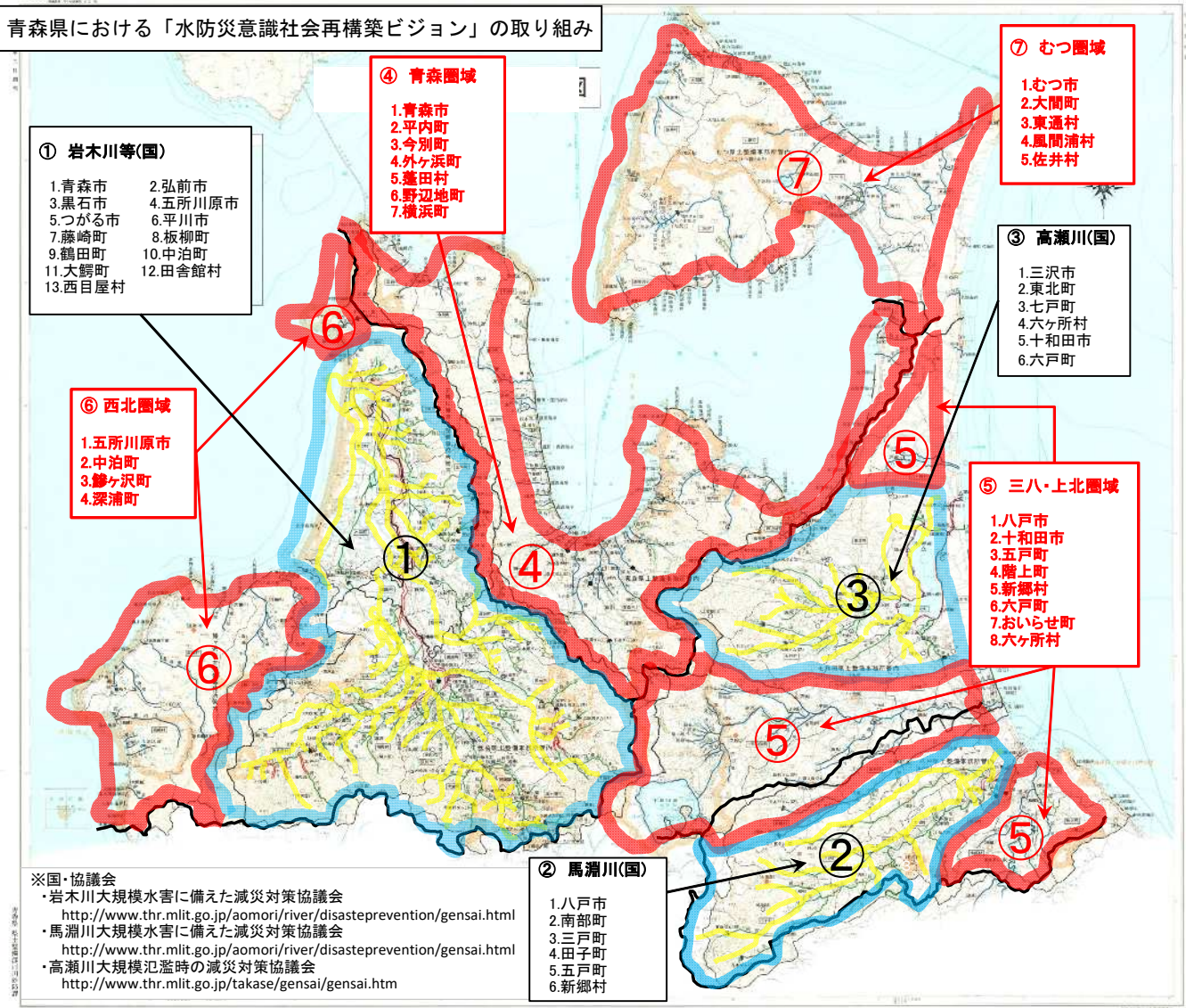


図12-1 青森県における「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組み

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第2節 大規模氾濫に関する減災対策

35

鯉ヶ沢町 平成30年度主な実施内容及び今後の取組予定 【対象河川：中村川、赤石川等11河川】

【平成30年度の主な実施内容】

○ 総合防災訓練の実施



写真上：10月13日
新田町自主防災組織土砂積み訓練

・10月13日に大雨による洪水・土砂災害を想定した総合防災訓練を実施。

・写真下10月13日
機能別分団排水訓練



写真下：10月13日
国土交通省排水車と消防団による排水訓練

【令和元年度の主な実施予定内容】

○ 出前講座の実施



・昨年同様に災害についての知識及び地域防災力向上のため出前講座を予定。

・写真右：2月10日
浜横沢自主防災組織
ハザードマップを使用し中村川、土砂災害について説明を実施。また、岩木山噴火について説明。

○ 防災教室の実施

・地区住民が安心して暮らしができるよう住民と行政の協働による防災力の強化を図るため、防災啓発の一環として小中学校における防災教室を予定。

写真下：9月18日想定浸水深を確認する生徒



写真上：9月18日中村川の過去の水位を確認する生徒

○ 出前講座の実施

・災害についての知識及び地域防災力向上のため出前講座を実施。

各種ハザードマップを使用し過去の災害から中村川、土砂災害について説明。また、岩木山噴火について説明。



写真下：2月16日
舞戸保育園PTA

図12-2 西北圏域 大規模氾濫時の減災対策協議会 取組状況

実施中

第6回 中村川流域治水緊急対策推進会議 ＜会議概要＞



「中村川流域治水緊急対策推進会議(令和4年11月25日設置)」の第6回会議を開催しました。会議では、**令和6年7月末の特定期市河川指定**を想定したスケジュール、各機関における**緊急対策の進捗状況、今年度の取組状況**について情報共有を図りました。

＜概要＞

日時：令和6年7月8日(月) 10:30～11:30
場所：新町キューブ グランパレ
出席者：別添出席者名簿の通り

＜議事＞

- (1) 規約改正
- (2) 特定期市河川及び特定期市河川流域の指定
- (3) 緊急対策のフォローアップについて

＜情報提供＞

県河川砂防課：流域治水の広報について

＜結果＞

- ・各機関の組織改編に伴う規約の改正を行った。
- ・雨水浸透阻害行為の許可申請の流れを説明するとともに、特定期市河川の指定に向けた具体的なスケジュールを共有した。
- ・各機関における緊急対策の進捗状況、今年度の取組内容について情報共有を図った。

＜今後の予定＞

- ・特定期市河川指定後、必要に応じて次回会議を開催し、情報共有を図る予定。



会議の開催状況

図12-3 第6回中村川流域治水緊急対策推進会議 会議概要

■ 鰐ヶ沢町は、内水浸水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となるソフト対策として、内水ハザードマップの作成・公表による情報提供を実施している。



実施中

R7.4.22公表

図12-4 内水ハザードマップ

- 河川管理者は、水防管理者（鰐ヶ沢町）・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。
- 流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。
- 近年多発している局地的な大雨に対しては、「青森県河川砂防情報提供システム」、気象庁の「キキクル」などの防災情報を活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

実施中

青森県河川砂防情報提供システム

TOP

雨量情報

河川水位情報
(通常水位計)

河川水位情報
(危機管理型水位計)

ダム情報

気象警報・注意報
(気象庁)

レーダー雨量
(気象庁)

洪水予報

水位到達情報

水防警報

カメラ映像

土砂災害警戒情報

洪水お知らせメール

関連リンク

重要な情報

観測情報

発表情報

1時間あたりの雨量が20mm以上の地点	なし
降りはじめからの雨量が80mm以上の地点	なし
警戒基準に達した河川	なし
洪水調節中のダム	なし
洪水予報	発表なし
水位到達情報	発表なし
水防警報	発表なし

気象警報・注意報

03月20日09時44分発表

詳細はこちら(気象庁)

東青津軽	なだれ
北五津軽	なだれ
西津軽	なだれ
中南津軽	なだれ
下北	なだれ
三八	なだれ
上北	なだれ

図12-5 青森県河川砂防情報提供システム

気象庁

キキクル

13:00

07:00 08:00 09:00 10:00 11:00 12:00 13:00

浸水・洪水
重ね表示

大雨キキクル 2026年6月17日13時00分

鰐ヶ沢町

西津軽郡

1 km

地図出典：地理院タイル（加工して利用）等
© Japan Meteorological Agency 2020

図12-6 気象庁キキクル

第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

- 近年の地球温暖化に伴う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規模の降雨が発生することを念頭に、地形条件等で水位が上昇しやすい区間及び氾濫による被害が特に大きい区間などにおける被害をできるだけ軽減する対策を検討する。
- 流域全体の被害軽減及び地域の早期復旧・復興に資するよう、関係機関との連絡調整を図る。
- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

実施中

今後

第2節 流域水害対策計画の計画管理

- 河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体(鰯ヶ沢町及び弘前市)は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、中村川流域治水緊急対策推進会議に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。
- 流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害防止・軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聴き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。

【計画管理項目】

今後

①事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備

②流域内の開発状況

鰯ヶ沢町及び弘前市における流域内の開発箇所及び面積

③雨水貯留浸透施設等の整備状況

- ・河川管理者、下水道管理者、鰯ヶ沢町、弘前市及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ・雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等
- ・水田貯留を実施した水田の位置及び容量等
- ・貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定状況